

法科大学院特別委員会の審議状況等について

1. これまでの取組

(1) 「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について」提言（H24. 7）

（主な提言内容）

1. 法科大学院教育の成果の積極的な発信
2. 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速
3. 法学未修者教育の充実
4. 法科大学院教育の質の改善等の促進

(2) 法科大学院の組織見直し促進に資する公的支援の更なる見直しに係る提言（H24. 7）

課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを更に促進する観点から、新たに「入学定員の充足率」を指標に追加するなど現行の公的支援の見直しを改善すべき旨提言。

(3) 改善状況調査の実施（H22. 2～H24. 1）

特別委員会の下に設置された改善状況調査WGにおいて、①司法試験の結果及び②入学者選抜の結果を踏まえ、各法科大学院の教育の改善に向けた取組状況に関する調査を計4回実施。

(4) 法学未修者教育の充実に向けた検討の実施（H24. 9～）

特別委員会の下に設置された法学未修者教育充実に関するWGで「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」（H24. 11）を取りまとめ。現在特別委員会において検討中。

（具体的な方策）

1. システム改革に向けた検討
 - (1) 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討
 - (2) 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討
 - (3) 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討
2. 「入学前」「入学後」「卒業後」を一貫した充実方策、及び充実した教育体制・支援体制の整備 など

2. 今後の審議の基本的な方向性

- ① 法曹養成制度検討会議の審議の動向を見極めつつ、改革に関する提言がなされた場合には、それを踏まえた法科大学院の更なる改革に向けた検討を実施
- ② 2つのWGについては、改善状況調査のこれまでの取組を検証し、より効果的・効率的な調査方法を検討するとともに、法学未修者教育の充実に向けたシステム改革に関する検討を継続
- ③ その他昨年7月の提言で検討すべき旨を指摘された事項について審議を継続

〔参考〕政府全体における法曹養成制度の在り方に関する検討状況

- ・昨年8月設置後、現在まで計5回の会議を開催。このうち第3回では「法曹養成全体総論」を、第4回及び第5回では「法科大学院」について審議済
- ・本年3月を目途に一定の取りまとめに向けて現在審議を継続中

中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会

『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について』の概要

【これまでの取組】

平成21年の特別委員会報告において示された、①入学者の質の確保、②修了者の質の保証、③教育体制の充実、④質を重視した評価システムの構築に関する改善方策について、文部科学省及び各法科大学院が取り組んだ結果、これまで入学定員の適正化や厳格な成績評価・修了認定の徹底など、一定の成果をあげてきたところ

【現状と主な課題】

- ・法科大学院の入学者数は、入学定員の適正化等により、ピーク時と比べて4割以上の減。
- ・標準修業年限修了率は、厳格な成績評価等により、約7割に。
- ・司法試験合格状況は、政府目標年間3,000人に達成せず2,000人をやや上回る数で推移する一方、受験者数が増加した結果、各年の合格率は低下傾向

課題① 法科大学院間の差の拡大

- 司法試験合格率(累積)に大きな差が存在
 - ・指標を超える大学の平均は約50%
 - ・指標を下回る大学の平均は約15%(※指標＝平均合格率の半分を仮指標に設定)
- 競争倍率が2倍未満の法科大学院が13校存在

課題② 法学未修者と法学既修者間における差の拡大

- 標準修業年限修了率は、法学既修者と法学未修者で差が拡大(既修者約9割、未修者約6割)
- 司法試験の累積合格率は、既修者は6～7割程度、未修者は3～4割程度。(ただし、未修者の合格者数は増加)

政府全体における制度の在り方に関する検討を待たずに対応できる実施上の課題について改善方策の速やかな検討・実施が必要

【今後の改善方策】

1. 法科大学院教育の成果の積極的な発信

- 法科大学院の教育の成果を広く社会に発信する取組を促進
- 法科大学院修了者が広く社会で活躍できるよう支援するため、進路状況の正確な把握、就職支援の充実の方策を推進

2. 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

- 課題を抱える法科大学院へのフォローアップ等の対応を強化
- 法科大学院への公的支援について、入学定員の充足状況を新たな指標とするなど更なる見直しを実施
- 組織改革の加速が促進されるよう、組織見直しのモデル及びその推進方策を提示

3. 法学未修者教育の充実

- 法学未修者教育に関する優れた取組の共有化を促進
- 効果的な授業等の教育手法の確立や入学前の教材開発など、法学未修者教育の充実方策を検討するための新たなWGを設置

4. 法科大学院教育の質の改善等の促進

- 適性試験の内容等の検証など入学者選抜の改善を推進
- 教員の資質能力向上の取組の充実、実務家教員の配置割合や適正なクラス規模の検討など質の高い教育環境を確保
- 認証評価結果の積極的な活用を通じた法科大学院教育の改善を促進
- 司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援など法科大学院による継続教育への積極的な取組を促進

法科大学院の組織見直しを促進するための 公的支援の更なる見直しについて

1. 概 要

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて、平成24年7月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言を受け、深刻な課題を抱える法科大学院について、自主的・自律的な組織見直しを更に促進する観点から、現行の公的支援の見直しの改善として、新たに「入学定員の充足率」を指標として追加する等の措置を講じることとする。

2. 対 象

- (1) 公的支援の見直しを行う対象は、下記の指標1及び指標2の両方に該当する法科大学院とする。
- (2) これに加えて、新たに指標3を追加し、指標1及び指標3の両方に該当する法科大学院、指標2及び指標3の両方に該当する法科大学院も公的支援の見直しを行う対象とする。
- (3) また、単独の指標にのみ該当する法科大学院であっても、下記の指標i、指標ii及び指標iiiに示すとおり、当該指標の値が著しく低い場合は、公的支援の見直しを行う対象とする。

【上記2. (1) (2) に関する指標】

(指標1) 前年度の入学者選抜における競争倍率 (受験者数/合格者数) が2倍未満

(指標2) 前年度までに①、②のいずれかに該当する状況が3年以上継続

(例えば、1年目は①のみ該当、2年目は②のみ該当、3年目は①②両方に該当、という場合も含まれる。)

① 新司法試験の合格率 (合格者数/修了年度を問わない全受験者数) が全国平均の半分未満

② 直近修了者 (新司法試験の直前の3月が含まれる年度に修了した者) のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率 (直近修了者の合格者数/直近修了者の受験者数) が全国平均の半分未満

(指標3) 前年度までに入学定員の充足率 (実入学者数/入学定員) 50%未満の状況が2年以上継続

【上記2. (3)において、著しく低いとされる場合の指標】

(指標 i) 前年度までに入学者選抜における競争倍率2倍未満の状況が2年以上継続

(指標 ii) 指標2に該当し、かつ、前年度において①、②のいずれかに該当

① 新司法試験の合格率が全国平均の1/4未満

② 直近修了者のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率が全国平均の1/4未満

(指標 iii) 指標3に該当し、かつ、前年度の入学定員の充足率が25%未満

※1 なお、ある年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員の充足率が50%以上であっても、50%未満とみなすものとする。

3. 具体的措置

国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額。
(ただし、最終的な決定は、予算編成の状況に応じて行う。)

【国立大学法人運営費交付金】

法科大学院の設置時に措置した額（但し、学生経費相当分を除く。）を考慮して減額調整。

【私立大学等経常費補助金】

国立大学法人運営費交付金と同程度の額を目安に減額調整。

※2 ただし、指標2及び指標3に該当するが、指標1には該当しない法科大学院における見直し額は、上記減額分の1/2とする。

※3 また、指標1及び指標3に該当するが、指標2には該当しない法科大学院における見直し額は、上記減額分の1/4とする。

※4 さらに、単独の指標にのみ該当するが、2. (3)の対象となる法科大学院における見直し額は、上記減額分の1/8とする。

4. 実施時期

平成26年度予算から対応

【国立大学法人運営費交付金】

平成26年度予算編成での減額査定で対応

【私立大学等経常費補助金】

平成26年度配分で対応

例えば、平成26年度予算に反映させる場合、（指標1）（指標2）（指標3）は以下のとおりとなる。

- ・（指標1）には、平成25年度入学者選抜の結果を使用。
- ・（指標2）には、平成23～25年の各年の新司法試験の結果を使用。
- ・（指標3）には、平成24、25年度の各年度の入学定員の充足率を使用。

また、（指標i）（指標ii）（指標iii）については、以下のとおりとなる。

- ・（指標i）には、平成24、25年度の各年度の入学者選抜の結果を使用。
- ・（指標ii）には、平成23～25年の各年の新司法試験の結果を使用。
- ・（指標iii）には、平成24、25年度の各年度の入学定員の充足率を使用。

※5 ただし、指標3及び指標iiiについては、平成26年度予算の見直しに限り、以下の特例を設けることとする。

- ・ 基本的には、平成24、25年度の入学定員の充足率に基づき判定する。
- ・ ただし、このうち、平成25年度の入学定員の充足率を算出する際の入学定員については、平成25年6月末までに、平成26年度の入学定員の見直しを行い、文部科学省に報告した場合に限り、平成26年度の入学定員の数値を用いることができることとする。

（なお、平成27年度予算の見直しにおいて、平成25年度の入学定員の充足率を算出する際には、原則どおり平成25年度の入学定員の数値を用いることとする。）

法科大学院における組織見直しの更なる促進方策について

平成24年7月19日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

1. 現状の取組について

- (1) 本特別委員会では、課題を抱える法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促す観点から、平成22年3月に「法科大学院における組織見直しの促進方策について」をとりまとめ、文部科学省は、課題を抱える法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために、法科大学院に対する公的支援の在り方について見直しを検討すべきとの考え方を示した。
- (2) 文部科学省においては、これらの考え方を踏まえ、課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、公的支援の見直しを行う旨を平成22年9月に発表した。
- (3) 具体的には、平成24年度予算より、入学者選抜における競争倍率及び司法試験合格率等の二つを指標として国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の減額を行うこととし、平成24年度予算においては6校の法科大学院が公的支援見直しの対象となっている。
(なお、平成24年7月現在において、5校の法科大学院において学生の募集停止を実施、又は停止することを表明している。)

2. 法科大学院特別委員会における意見の概要

【公的支援の更なる見直しの必要性】

- (1) 今般の司法制度改革では、司法試験において、受験技術偏重の傾向が受験者の間に顕著になってきたこと等の問題点が認められたことから、点のみによる選抜ではなく、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備し、その中核的機関として法科大学院を創設することとした。
- (2) 具体的には、司法試験の年間合格者数3,000人を目標として明示した上で、法科大学院は、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、法曹養成に特化した実践的かつ体系的な教育を行うべきものとされた。また、法科大学院の創設目的および果たすべき役割に鑑み、司法試験の受験資格は、原則として法科大学院修了生に限定されることとなった。

- (3) 現在、法科大学院修了生の司法試験の合格状況については、高い合格率を維持し、当初期待された目的や役割に応じている法科大学院がある一方で、一部の深刻な課題を抱える法科大学院では、司法試験合格率が極端に低い状態が続いており、このような状況が推移し続けると、法科大学院が多様かつ優秀な人材を惹きつける力を失い、ひいては法科大学院を中核とする法曹養成制度全体に対する信頼を揺るがしかねない状況にある。
- (4) こうした法科大学院制度を取り巻く厳しい現状を踏まえれば、深刻な課題を抱える法科大学院に対して、自主的・自律的な組織見直しを更に促進することが喫緊の課題と言える。

【更なる見直しの観点】

- (1) 現行の公的支援の見直しについては、各法科大学院において組織見直しの促進や入学者選抜における競争倍率の改善が図られるなど一定の成果が見られ、例えば、入学者選抜における競争倍率が2倍未満であった法科大学院は、平成22年度は40校、平成23年度は19校、平成24年度は13校と年々減少しており、その状況は着実に改善されてきている。
- (2) しかしその一方で、深刻な課題を抱える法科大学院において、入学定員と実入学者数の乖離が大きくなるという状況が見られる。具体的には、入学定員充足率が50%未満である法科大学院は、平成22年度は12校、平成23年度は21校、平成24年度は35校と年々厳しい状況となっている。
- (3) このような状況を改善するため、文部科学省においては、各法科大学院への入学者選抜における競争倍率及び司法試験合格率等の二つの指標に加え、現在の入学定員と実入学者数が大きく乖離する実態を是正する観点から、法科大学院の入学定員の充足状況を新たな指標として追加する措置を講じる必要がある。
- (4) この新たな指標の導入をきっかけに、実際の入学者数が定員より大幅に下回っている法科大学院においては、その理由を分析し、質の高い教育を提供できる体制となるよう、入学定員の削減を含めた組織見直しに直ちにに取り組むことが期待される。

【新たな指標の導入にあたっての留意点】

- (1) 新たな指標の導入の際には、入学定員の充足状況を指標に追加する場合に、課題を抱える法科大学院において競争倍率の確保も同時に図られるよう、指標の組み合わせ方などに工夫が必要である。
- (2) また、入学定員充足率には歩留りが関係するため、大学が予期できない大幅な変動が起りうることに配慮する必要がある。
- (3) 更に、既に平成25年度入学者選抜の学生募集を開始している法科大学院があることに鑑み、新たな指標の導入にあっては、平成25年度入学者選抜における混乱を招かないよう配慮が必要である。

法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（概要）

司法制度改革で目指された姿

- 法科大学院は、学部段階での専門分野を問わず、社会人等にも広く門戸を開放
- 修了者のうち、相当程度（例えば約7～8割）の者が司法試験に合格できるような充実した教育を実施

法学未修者の現状

- 入学者に占める社会人、法学部以外の学部出身者が大幅に減少
- 法学未修者の司法試験における累積合格率は3～4割（※法学既修者は約6～7割）

しかし現実には……

法学未修者教育を巡る『4つの課題』

（1）法学部以外の学部出身者を巡る課題

- ・ 法律学に関する専門的知識や、学修を進める前提の基盤がない
- ・ 法的な考え方になじめない学生が一部存在

（2）法学部出身者を巡る課題

- ・ 法学を初めて学ぶ者との間で差があり、学修意欲等の面で全体に影響を及ぼす可能性
- ・ 法的な考え方になじみにくい学生が一部存在

（3）社会人経験を持つ者を巡る課題

- ・ 仕事を続ける社会人が学修しやすい環境の不足

・ 同一の教育課程の中で三者が混在して学ぶため、それぞれに対するきめ細やかな対応を取ることが難しい

（4）多様な者が混在して学ぶことに関する課題

司法制度改革の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する者に充実した教育を行うことで、法学未修者が安心して、法科大学院で学び、法曹を目指す環境整備を目指す

法学未修者教育に関する充実方策

【改善の主なポイント】

- ◇ 法曹として共通に必要なとされる法律に関する基礎・基本の徹底
- ◇ 法科大学院間で共通的な到達度判定に資する仕組みの導入に向けた検討
- ◇ 個々の学生に応じ、きめ細やかに対応する教育課程内外の学修支援
- ◇ 入学者の多様性に応じた柔軟な履修を可能とする体制整備に向けた検討

【具体的な方策】

1. システム改革に向けた検討

（1）法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

- 2年次進級時に、「共通到達度確認試験（仮称）」を導入するなど厳格な進級判定の仕組みの検討
- 3年次進級時に、その後学修に必要な法的知識・能力の修得を厳格に判定する仕組みの検討

（2）基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

- 1年次は、憲法・民法・刑法など基本的な法律科目をより重点的に教育し、基礎・基本の徹底を図る
- 他学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除することができる仕組みを検討

（3）法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

- 入学者選抜において、法的なセンスの判定精度を高めるための手法等の改善・見直しの検討

2. 入学前から卒業後を一貫した充実方策

（1）「入学前」における充実方策

- 法科大学院志望者への入門的な教育機会提供の促進
- 法科大学院入学予定者に対する学修支援の促進

（2）「入学後」における充実方策

- 到達目標の設定や法学の基礎・基本の徹底など教育内容の改善
- 講義の適切な活用や小テスト・ICT等を活用した学修定着・理解度把握の推進など教育方法等の改善

（3）「卒業後」における充実方策

- 修了生への学修支援や卒後の動向把握・就職支援等の充実

（4）充実した教育体制・支援体制の整備

- FDなど教員の資質向上の促進や、夜間開講制の充実の検討など教育支援体制の整備

平成 25 年 1 月 16 日

今後の審議の基本的な方向性について (案)

次期 (第 7 期) の中央教育審議会における審議においては、以下のような事項について継続して審議されることが望ましいと考えられる。

- (1) 政府に設置された法曹養成制度検討会議の審議の動向を見極めつつ、改革に関する提言がなされた場合には、それを踏まえた法科大学院の更なる改革に向けた検討を行う。
- (2) 現在設置されている 2 つのワーキング・グループについては、概ね以下に掲げるような方向で引き続き調査・検討を継続する。
 - ① 法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ
これまでの取組を検証し、より効果的かつ効率的な調査方法を検討した上で集約的な形での調査の実施を目指す。
 - ② 法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ
今般取りまとめた報告のうち、特に「システム改革」を中心に更なる具体化に向けた検討を実施し、可能な限り早い時期での実現を目指す。
- (3) その他、昨年 7 月に取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について (提言)」の中で検討すべき旨を指摘された事項について審議を継続する。

法曹養成制度検討会議等について

法曹養成制度関係閣僚会議

法曹養成制度関係閣僚会議の構成

議長：内閣官房長官
副議長：法務大臣，文部科学大臣

法曹養成制度関係閣僚会議の業務

法曹の養成に関する制度の在り方について，法曹養成制度検討会議の意見等を踏まえつつ，法律の施行後1年以内（平成25年8月2日まで）に検討を加えて一定の結論を得る。

検討依頼

意見の
取りまとめ

法曹養成制度検討会議

法曹養成制度検討会議の構成

関係政務等
有識者
（関係機関，オブザーバーを含む）

法曹養成制度検討会議の業務

法曹の養成に関する制度の在り方について，法曹の養成に関するフォーラムによる論点整理の内容等を踏まえつつ，検討を行い，検討結果を1年以内に取りまとめる。

法曹養成制度検討会議 構成員名簿

1 構成員

【関係政務等】

内閣官房長官の指名する内閣官房副長官

総務大臣の指名する総務副大臣又は総務大臣政務官

法務大臣の指名する法務副大臣又は法務大臣政務官

財務大臣の指名する財務副大臣又は財務大臣政務官

文部科学大臣の指名する文部科学副大臣又は文部科学大臣政務官

経済産業大臣の指名する経済産業副大臣又は経済産業大臣政務官

【有識者】

座長	佐々木 毅	学習院大学法学部教授
	伊藤 鉄男	弁護士（元次長検事）
	井上 正仁	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
	岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	鎌田 薫	早稲田大学総長・法学学術院教授
	清原 慶子	三鷹市長
	久保 潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
	国分 正一	医師・東北大学名誉教授
	田島 良昭	社会福祉法人南高愛隣会理事長
	田中 康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 （元札幌高等裁判所長官）
	南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長
	萩原 敏孝	株式会社小松製作所特別顧問
	丸島 俊介	弁護士
	宮脇 淳	北海道大学公共政策大学院長
	山口 義行	立教大学経済学部教授
	和田 吉弘	弁護士

【関係機関】

最高裁判所事務総局審議官

2 オブザーバー

最高検察庁総務部長

日本弁護士連合会法曹養成制度改革実現本部委員

法曹養成制度検討会議における検討予定

	年	月日	議 題
第1回	H24	8/28	・議論の進め方 ・法曹有資格者の活動領域の在り方(1)
第2回		9/20	・法曹人口の在り方(1)
第3回		10/30	・法曹養成全体総論(1)
第4回		11/29	・法科大学院について(1)
第5回		12/18	・法科大学院について(2)
第6回		12/25	・司法試験について(1)
第7回	H25	1/23	・司法試験について(2) ・司法修習について
第8回		1/30	・継続教育について ・法曹養成全体総論(2)
第9回		2/7	・法曹有資格者の活動領域の在り方(2)
第10回		2/22	・法曹人口の在り方(2)
第11回		3/14	・各論点の全体協議(全2回, 各3時間) ・法曹有資格者の活動領域の在り方 ・法曹人口の在り方 ・法曹養成制度の在り方
第12回		3/27	・要綱素案の取りまとめ ＜パブリック・コメントの実施＞
第13回		調整中	・パブリック・コメントで提出された意見の検討 ・最終案の検討 ・とりまとめ

法科大学院改革の推進状況

◎旧来の制度を改め、プロセスとしての法曹養成を導入

プロセスとしての法曹養成

21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹の養成を目指す

- 法科大学院を中核とするプロセス養成の整備
- 法曹人口の大幅な拡大（年間3,000人を目標）
- 法科大学院の教育水準（約7～8割の者が司法試験に合格できるよう充実した教育）
- 法科大学院の参入を広く認める仕組み
- 認証評価の実施

【教育上の成果】

- ・ 多様な人材の受入れの実現
- ・ 教育課程を通じて法的素養を培う教育方法等の確立
- ・ リーガルマインドに基づく課題解決能力等の涵養
- ・ 体験的な学修機会の提供
- ・ 理論と実務の架橋の確立

■ 顕在化した課題

- 入口（法科大学院入学者）と出口（司法試験合格者）のミスマッチによる合格率の低迷
- その他、教育の質、評価、志願者の減少に伴う入学者の確保など、質の向上が課題

【第1の改革（H21.4～）】

- ◎ 教育体制の見直し
 - ・ 入学定員の縮減
 - ・ 競争倍率確保の指導
 - ・ 課題校への公的支援の見直し
- ◎ その他総合的な改善方策
 - ・ 教育の質の改善
 - ・ 評価システムの改善
 - ・ 入学者の質の確保

【第1の改革】の結果

- 教育体制の見直し
 - ・ 実入学者は5,784人から3,150人へ
 - ・ 5校が学生募集停止を発表
- 質の向上方策
 - ・ 進級判定の厳格化により、標準修業年限修了率は80.6%から68.7%へ

「第1の改革」を実施

■ 現在抱える課題

● 法科大学院ごとの差の拡大

- ・ 「3年連続で司法試験合格率が全国平均の半分未満等」又は「2年連続で入学定員充足率が50%未満」の大学が27校（ただし、27校のH24入学者の合計が、全体に占める割合は8.5%まで減少）

● 法学未修者教育の充実

- ・ 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討等のシステム改革をはじめ、法学未修者教育の充実方策について、中教審WGより報告

「第2の改革」を推進中

1. 公的支援の更なる見直し

2. 引き続き中教審特別委員会で検討

◎ 左記の1、2の改善方策を軸に、第2の改革を24年7月から推進中

◎法科大学院を中核とするプロセス養成の充実に向けた改革を実施

※第4回法曹養成制度検討会議での文部科学省説明資料より作成

第4回法曹養成制度検討会議での主な意見

【統廃合など組織見直しの必要性について】

- 法科大学院の定員の削減や整理，統廃合などの組織の見直しをすることが最も重要な課題。少なくとも累積合格率7割ないし8割を目指して，その上で，法曹人口との兼ね合いを考えながら，定員と設置数の規模を検討していくというのが一つの方向ではないか。
- 一定程度の合格率を維持するために，統廃合，定員削減はやらざるを得ない。他方で司法試験の合格者率は合格者数によって左右されるのであり，合格者数と定員をいたずらに全部縮小していく考えには反対。

【組織見直しを促進するための方策について】

- 公的支援の見直しにより自主的な改善を促すと一連の手法は厳しいものであり，法科大学院も真剣に取り組んでいると見られることから，その成果を基本的には見守っていく必要がある。しかし，なかなか結果を出せない法科大学院が一定程度存在するとすれば，更に踏み込んでいく必要がある。
- 公的な支援を削減するというのは，文部科学省の在り方として非常に踏み込んでいるが，スピードという意味では問題があり，今のような危機的な状況では，更なる方策を考える必要がある。
- 公的支援の見直しだけで，今極めて厳しく問われている法科大学院制度に対する信頼を取り戻せるだけの数に絞り込めるか疑問である。
- 補助金の削減というのは体力のない法科大学院に撤退を促す手法であり，必ずしも必要なものに絞るということを意味しない。また，効果が現れる時期が不確定であり，スピードの点で問題が残る。そこで，自主的改善努力を踏まえつつも，法令上の措置に基づいて速やかに統廃合を実施することが必要。
- 法科大学院全体の規模が非常に過剰であり，公的支援の問題・人的支援の問題だけで対応できるのか。何らかの法的な措置を講ずる必要があるのではないか。
- 合格率が非常に低い状況で，法科大学院という名称を与えていることに疑問がある。自浄作用で是正，改善していくということは，もう不可能ではないかと思われ，強制的な何らかの枠組みを作る必要があるのではないか。
- プロフェッショナルをつくるということは，教育，育成であって，学問をすることとは別であり，規制があって当然。

※第5回法曹養成制度検討会議の事務局配布資料より抜粋して作成

第5回法曹養成制度検討会議での主な意見

【法学未修者教育の改善方策全体を通じて】

- 法学未修者教育の充実の方向性に賛成。司法試験の受け控え状況を見ると、法学未修者と法学既修者に大きな差があり、全国レベルでは法学未修者教育が不十分であることは明確。

【法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みについて】

- 専門家に不可欠な知識等を早い段階で評価できるとともに、進路変更の機会にもなる。医学部での取り組みを参考に、各LSが連携して進めてほしい。
- これまで学生や教員にのみに委ねられてきた学習の成果を全国的に評価することができる。
- 全国での自分の立ち位置を把握することができる。ただ、「試験」が増えるので、ふるい落す試験ではなく、あくまで「到達度判定試験」であってほしい。択一式になると思うが、知識だけでなく、論理力等も問えるように工夫してほしい。

【基本的な法律科目の重点的な学習について】

- 法学未修者の1年目に憲法、民法、刑法を重視することは大切。その他の科目については余裕が出てからでもよい。
- 非法学部や社会人出身者には展開・先端科目等を一部免除し、基礎に力をいれることを示したことは重要な視点。

【入学者選抜の改善について】

- 適性試験における選抜性の向上が重要。一定の相関関係がみられることが分かったが、これまでやってきたことを更に有意義に関連付けてほしい。
- 適性試験で法律の内容を問わないことに違和感がある。例えば学部と組み合わせ、基礎を学んでからLSを受けるようにしてはどうか。司法試験のレベルは高く、基礎がしっかりしていないと受からない。

【法学未修者における法学部出身者について】

- 法学未修者の中に多くの法学部出身者がいるため、カリキュラムが中途半端になる。実現可能かどうかよく検討しないといけないが、法学未修者は非法学部や社会人の出身者に限るべき。
- 法学部から法学未修コースへの入学には何らかの制限をかけたほうがよい。また、法学未修者を受け入れるLSを絞ったほうがよい。
- 法学部での教育は、法曹養成に特化しているわけではなく、様々な役割を担っている。法学部だけで法曹の基礎が十分養えるわけではないため、法学部出身者を法学未修コースに受け入れてもよい。